

保護者の皆様へ

子育て支援部子育て支援課
保育課

7月以降の保育施設等の利用について

7月以降の保育施設等の利用につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

- 1 7月1日から「家庭保育の要請」を解除して通常保育を実施いたします。
運動会などの各施設ごとの行事につきましては、感染防止の観点から規模の縮小など実施方法の変更を行う場合がございます。
- 2 保育施設では、感染症防止対策を実施しておりますが、保護者の皆様も引き続き、手洗いや検温等の体調管理などの感染防止対策をお願いいたします。
- 3 保育料の日割りは6月30日で終了し、7月以降は通常どおり月額保育料を納付いただきます。
ただし、次の場合は、保育料の日割りを行います。
 - ・PCR検査受診のため、登園しなかった日
 - ・保育施設で感染者が発生して、臨時休園などにより登園しなかった日 など
- 4 育児休業からの復職を10月1日まで延期している場合、登園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。ただし、登園日が1日でもある場合は、月額全額を納付いただきます。
対象の方には、別途ご案内を保育課より郵送いたします。
- 5 今年4月以降に入園したお子様の「慣れ保育」につきましては、保育施設に時間や期間などをご相談ください。
- 6 本通知につきまして、状況により変更させていただく場合には速やかにお知らせいたします。